

# 青森県報

第三千八百三十一号

平成二十六年  
四月十六日  
(水曜日)

## 目次

### 規 則

青森県財務規則の一部を改正する規則…………… (財務指導課) …… 一

### 告 示

公印の調製及び廃止…………… (総務学事課) …… 二

家畜伝染病の発生…………… (畜産課) …… 二

漁業の許可等の申請期間…………… (水産振興課) …… 二

### 公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (人事課) …… 三

### 公 安 委 員 会

警備員等の検定の実施…………… (生活安全課) …… 三

## 規 則

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第二十三号

#### 青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二百五十条の二の見出し中「審査」を「審査等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、前項の規定による審査の結果、一般競争入札に参加する者に必要な資格がないと認められた者から請求があつたときは、当該資格がないと認められた理由を当該請求を行った者に書面により通知するものとする。

第二百五十条の三に次の一号を加える。

三 政令第六十七条の五第一項に規定する資格に関する文書入手するための手段

第二百五十条の四中「第二条第六号」を「第二条第五号」に改め、「一連の調達契約」の下に、「(最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも二十四日前行う旨を明らかにしたものに限り。)」を加える。

第二百五十条の五第一項中「第七号」を「同条第七号」に改め、同項第一号中「第二条第六号」を「第二条第五号」に、「第二条第五号」を「第二条第四号」に改め、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

第二百五十条の八第一号中「同条第一項第二号」を「同条第一項第三号」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 電子入札システムを使用して契約の手続を行う場合においては、電子入札システムの使用に関する事項

第二百五十条の十二に次の一項を加える。

4 前項の規定による通知は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 第三百三十条第一号、第三号から第五号まで及び第九号に掲げる事項

二 一連の調達契約にあつては、第二百五十条の五第一項第一号に掲げる事項

三 契約の手続において使用する言語

第二百五十条の十三第三項中「第三百三十条第一号及び第三号から第五号まで」を「前条第四項各号」に改める。

第二百五十条の十四中「第二百五十条の二及び第二百五十条の三第二号」を「第二百五十条

の二第二項並びに第百五十条の三第二号及び第三号」に、「第百五十条の二中」を「第百五十条の二第二項中」に、「同条第一項第二号」を「同条第一項第三号」に、「第百五十条の五第一項第二号」を「第百五十条の五第一項第三号」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県財務規則第百五十条の四、第百五十条の五第一項、第百五十条の八、第百五十条の十二第四項及び第百五十条の十三第三項の規定は、この規則の施行の日以後に青森県財務規則第百五十条の四の規定により読み替えられた同規則第百二十九条の規定による公告（以下「公告」という。）を行う一般競争入札及び同規則第百五十条の十二第一項の規定による公示（以下「公示」という。）を行う指名競争入札について適用し、同日前に公告を行った一般競争入札及び公示を行った指名競争入札については、なお従前の例による。


告 示

青森県告示第百二十八号

平成二十六年三月三十一日次の表の上欄に掲げる公印を廃止し、同年四月一日同表の下欄に掲げる公印を調製したので、青森県文書取扱規程（平成二十五年九月青森県訓令甲第十七号）第十一条の規定により告示する。

平成二十六年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

公印の名称及び印影	公印の名称及び印影
十和田食肉衛生検査 所長印（三戸支所専 用）	十和田食肉衛生検査 所長印（三沢支所専 用）
	

青森県告示第百二十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ―ネ病	牛	患者	一	上北郡七戸町	平成 二六・三・二六

青森県告示第百二十号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船及び網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成二十六年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間  
平成二十六年四月十六日から同年二十五日まで

備考

- 一 漁業種類 手繰第二種漁業のうち、いさざひき網漁業
- 二 操業区域 東共第八号、第十号、第十二号、第十四号の各共同漁業権漁場の区域のうち漁業権者の同意のあった共同漁業権漁場の区域及びその沖合海域
- 三 操業期間 平成二十六年五月一日から同年八月三十一日まで
- 四 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 八十四隻

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量  
人事給与トータルシステム維持管理業務委託一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県総務部人事課  
青森市長島一丁目一の一
- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十六年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
日本電気株式会社  
東京都港区芝五丁目七の一
- 六 契約金額  
五千四百万円
- 七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとした。
- 八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第四十号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第七条の規定により公示する。

平成二十六年四月十六日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

- 一 検定の実施日時及び場所
    - 1 実施日時  
平成二十六年七月十九日（土）午前九時から午後五時までの間
    - 2 場所  
青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県運転免許センター
  - 二 検定を行う警備業務の種別及び級  
検定規則第一条第四号に規定する交通誘導警備業務 二級
  - 三 検定の定員  
三十人（予定）
  - 四 受検資格
    - 1 青森県内に住所を有する者
    - 2 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であるもの
  - 五 検定の方法及び内容
    - 1 方法  
検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
    - 2 内容
      - (一) 学科試験
- (1) 警備業務に関する基本的な事項

- (2) 法令に関すること。
  - (3) 車両等の誘導に関すること。
  - (4) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (二) 実技試験
    - (1) 車両等の誘導に関すること。
    - (2) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 六 検定申請の手続
- 1 検定申請の受付期間及び受付時間
    - (一) 受付期間
      - 平成二十六年六月二日(月)から同月二十日(金)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)
    - (二) 受付時間
      - 午前九時から午後五時までの間
    - (三) 受付の締切り
      - 検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。
  - 2 検定申請の受付場所
    - (一) 青森県内に住所を有する者は、住所地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課
    - (二) 青森県外に住所を有する者は、青森県内に所在する営業所に属する警備員であるものは、当該営業所の所在地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課
  - 3 申請方法
    - 六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うものとし、郵送等による申込みは認めない。
  - 4 検定申請の書類
    - 検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する場合には次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、四の2に該当する場合には次に掲げる(二)及び(三)の書面等を、それぞれ添付すること。

- (一) 住所を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 一通
- (二) 営業所に属することを疎明する書面 一通
- (三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉
- 5 受検手数料
  - 一万四千円分の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。
- 七 検定受付時間
  - 当日の午前八時三十分から午前九時までの間
- 八 その他
  - 1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。
  - 2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。
  - 3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。
- 九 検定申請に関する問合せ先
  - 1 青森県警察本部生活安全企画課
    - 電話〇一七 七三三 四二一一
  - 2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

<p>(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県</p>	<p>(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社</p>
<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭</p>	